

小美玉市立玉里学園義務教育学校PTA慶弔規程

玉里学園義務教育学校の在校生及びPTA会員の慶弔に関して、下記のとおり定める。

(表彰)

第1条

- 1 会長及び副会長の職にあつて、本会発展のために尽力し、退任した会員に対して、感謝状と記念品を贈る。
- 2 本校の教職員が転任または退職した場合は、記念品を贈る。
- 3 特別な善行等により、学校教育上、若しくは社会的に貢献した会員、教職員及び在校生に対しては、役員会で協議の上、表彰する。

(弔事)

第2条 会員及び在校生が死亡した場合には、香料5,000円、供花一基を供え、本会の代表が会葬する。

(返礼)

第3条 本規程の慶弔に対する返礼は、無用とする。

(その他)

第4条 本規程に定める以外のこと、及び特別な場合については、役員会の協議により決定する。

付 則

- 1 本規約は、令和3年4月1日から施行する。